

答 申 第 4 5 号
(諮 問 第 4 4 号)

平成 2 8 年 7 月 1 1 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 1 月 5 日付け鎌深地第 3 9 9 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成27年9月17日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「平成19年8月10日(金)第1回、平成19年11月16日(金)第2回、平成20年3月24日(月)第3回、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会の議事録、議事要旨、出席者名簿の書面」について、実施機関鎌倉市長が平成27年11月18日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年9月17日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、「平成19年8月10日(金)第1回、平成19年11月16日(金)第2回、平成20年3月24日(月)第3回、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会の議事録、議事要旨、出席者名簿の書面」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、決定期間の延長を行った後、本件対象文書のうち、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の第1回開催の出席者名簿、第2回開催の出席者名簿及び議事要旨並びに第3回開催の出席者名簿及び議事要旨を全部公開し、第1回開催の議事録及び議事要旨、第2回開催の議事録並びに第3回開催の議事録は不存とする行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)を平成27年11月18日付け鎌倉市指令深地第20号で行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年12月14日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年2月9日付けで提出された意見書、同年6月13日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、大要次のとおりである。

ア 第1回検討委員会の議事録概要及び第2回検討委員会の議事録（案）は存在する。

イ 条例第28条及び第29条が守られていない。

ウ 文書管理が曖昧である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年2月2日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び同年5月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

本件請求に対し、検討委員会に関する次の文書を公開した。

ア 第1回検討委員会：出席者名簿

イ 第2回検討委員会：出席者名簿、議事要旨

ウ 第3回検討委員会：出席者名簿、議事要旨

本件請求に係る対象文書は、上記3ア、イ、ウ以外に、

エ 第1回検討委員会：議事録、議事要旨

オ 第2回検討委員会：議事録

カ 第3回検討委員会：議事録

が該当するが、エ、オ、カ（以下「本件不存在文書」という。）については、本市が作成または受領した記録はない。また、職員1名及び嘱託員1名で執務室2階キャビネット、1階B会議室及び和室を2日間にわたり探索したが見つからなかった。

よって、本件不存在文書は物理的に不存在である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

異議申立人は、本件処分のうち本件不存在文書が存在しないことに対して異議があると主張している。

異議申立人は、第1回検討委員会の議事録概要及び第2回検討委

員会の議事録（案）は存在すると主張し、意見書に以下の２枚の文書を添付している。

- ・「村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会 第１回検討委員会議事録概要」（以下「文書１」という。）
- ・「村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会 第２回検討委員会議事録（案）」（以下「文書２」という。）

確かに、文書１及び文書２の表題からは、第１回及び第２回検討委員会の議事録概要並びに議事録であることが推認される。

しかし、文書１及び文書２には作成者、作成日及び收受日についての記載がなく、実施機関が作成または收受しているかは不明である。

他方、公開された第２回検討委員会議事要旨には、「第一回委員会で、会議は非公開とし議事録は作成しないとしたが、両市に会議の公開議事録の作成についての要請があったことから、再度取扱いについて諮り、会議は非公開、議事録は議事要旨という形で作成するものとなった。」との記載が認められることから、実施機関は第１回検討委員会の議事要旨及び議事録並びに第２回及び第３回検討委員会の議事録を作成していないと推認される。

よって、本件不存在文書を作成または收受していないとする実施機関の説明は不合理とはいえず、他に本件不存在文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において、本件不存在文書を保有しているとは認められない。

なお、異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

５ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 9 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
1 0 / 1	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
1 1 / 1 8	行政文書一部公開決定通知書送付
1 2 / 1 4	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
2 8 / 1 / 5	審査会に対し諮問
1 / 1 8	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
2 / 2	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
2 / 4	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2 / 9	異議申立人から意見書を受理
	実施機関に意見書(写)送付
5 / 2 3	第77回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
6 / 1 3	第78回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
7 / 1 1	第79回審査会で審議
7 / 1 1	答申(第45号)